

平成 28 年 11 月
教育委員会定例会会議録

日 時 平成28年11月24日(木)
午前10時00分～11時50分
場 所 教育委員会 会議室

平成28年11月 豊田市教育委員会 定例会 会議録

開会日時 平成28年11月24日(木) 午前10時00分
 閉会日時 平成28年11月24日(木) 午前11時50分
 場 所 豊田市役所 教育委員会 会議室(東庁舎6階)

■ 出席委員

教育長	福嶋兼光
教育長職務代理者	豊田彬子
委員	藤田由美子
委員	神崎恭紀
委員	天野勝美
委員	明木茂夫

■ 説明のために出席した職員

1: 教育行政部	教育行政部長	宮川 龍也	
	教育行政部副部長	大谷 哲也	
	教育政策課長	佐藤 英之	
	文化振興課長	久野 賢児	
	文化財課長	森 泰通	
	スポーツ課長	杉山 寿美雄	
	図書館長	堀野 強	
	美術館副館長	伊藤 達也	
	2: 学校教育部	学校教育部長	山本 浩司
		学校教育部副部長	太田 庸介
学校教育課長		鈴木 直樹	
教育センター所長		杉浦 俊孝	
青少年相談センター所長		久野 友士	
学校づくり推進課長		竹内 寧	
保健給食課長		奥村 洋	
3: 社会部	共働推進室長	松永 浩行	
	生涯学習課長	南 良明	
4: 子ども部	保育課長	村中 正史	

■ 事務局:書記

教育政策課副課長	大久保 英幸
教育政策課指導主事	藤谷 公寿
教育政策課担当長	古井 祐巳子
教育政策課主査	志村 和彦

■ 傍聴者: なし

議事日程

1 開 会

2 前回会議録（10月定例会）の承認について

3 議 事

番 号	案 件
議案第26号	教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見の申し出について ①平成28年度一般会計教育費補正予算について ②損害賠償額の決定について ③指定管理者の指定について（豊田市中心図書館） ④指定管理者の指定について（豊田市歌舞伎伝承館） ⑤指定管理者の指定について（豊田市総合体育館及び豊田市武道館） ⑥指定管理者の指定について（豊田市視聴覚ライブラリー）
議案第27号	豊田市幼稚園保育料規則の一部を改正する規則について
議案第28号	平成28年度教育委員会点検・評価報告書の決定について
報告第4号	専決処分の報告について ①損害賠償額の決定について（樹木の管理瑕疵における物損事故）

4 その他報告事項

（1）審議会結果報告について

- ① 豊田市いじめ防止対策委員会
- ② 豊田市学校給食センター運営委員会

5 閉 会

平成28年11月

豊田市教育委員会定例会会議録

1 開 会

福嶋教育長：ただいまから、平成28年11月豊田市教育委員会定例会を開会いたします。

2 前回会議録の承認について

福嶋教育長：前回会議録の承認を行います。

前回会議録につきましては、お目通しをいただくために事前に送付をさせていただきました。現在のところ、委員の皆様からご意見等のご連絡はございませんが、この内容でご異議ございませんか。

全委員異議なし

福嶋教育長：異議もないようですので、前回会議録を承認します。

3 議 事

福嶋教育長：議案第26号「教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見の申し出について」を議題といたします。

説明に入る前に、私から少し補足させていただきます。間もなく開始される12月市議会に多くの議案が提出されます。議案提出は市長権限であり、教育委員会は直接議会に議案を提出する権限はありませんが、教育委員会に係る予算や条例等については、市長は、独立した執行機関である教育委員会の意見を聴かなければならないという規定が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」にありますので、それに基づいて本議案を議題といたします。毎回、市議会前には、このような議案が教育委員会定例会に出てまいります。

本日は全部で6つの議案に関するものがありますので、順次、所管課から説明させていただいて、その都度質疑を行います。

なお、採決については最後に一括して行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、始めに「①平成28年度一般会計教育費補正予算について」を議題といたします。

「①平成28年度一般会計教育費補正予算について」、説明をお願いします。

教育行政部臨席部長、説明

内容：平成28年度豊田市一般会計教育費補正予算の概要及び教育行政部の補正予算について説明

学校教育部副部長、説明

内容：平成28年度豊田市一般会計教育費の学校教育部の補正予算について説明

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質問なし

福嶋教育長：続きまして、②損害賠償額の決定についてですが、先ほど補正予算説明の中で説明がありましたので、この議案について質疑等がありましたらお願いします。

藤田 委員：確認ですが、この内容で相手方も了承してくださっていますか。

鈴木 課長：はい。事故後、担任と学年主任が毎年本人と両親にお見舞いを兼ねて10年間挨拶を続けていたこともあり、今回の内容についてもご了解をいただいています。

福嶋教育長：市が第三者に損害を賠償する場合は、地方自治法に議会の議決を経なければならないという規定があります。一番多いのは交通事故ですが、100万円以下の損害賠償額で、かつ全額保険で補填される場合は、議会の議決を経ることなく市長の専決処分に対応しております。今回は、金額が100万円を超える案件のため議案となっておりますが、それだけ大きな事故だったということでございます。

福嶋教育長：続きまして、③指定管理者の指定についてですが、説明に入る前に、少し補足させていただきます。

指定管理者制度とは説明資料5ページにあるとおり、公の施設の管理に当たり、民間の能力を活用することで、住民サービスの向上と行政コストの削減を図ることを目的として導入されている制度であり、平成15年に地方自治法が改正されてできた制度です。

本日は、来年4月から指定する指定管理者についての議案が12月市議会に上程されますので、それについての議案説明となります。

それでは、始めに豊田市中央図書館について説明をお願いします。

図書館長、説明

内容：豊田市中央図書館の指定管理者を指定したい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

神崎 委員：応募事業者が1者しか出てこなかった理由としてどのようなことが考えられますか。

堀野 館長：主な理由は2つあると考えています。まず1点目は、全国的にも指定管理者制度の導入は多いのですが、豊田市中心図書館の規模が全国的に見ても大きかったことです。2点目は、関東・東京周辺や関西周辺ではビルメンテナンスの会社等のいろいろな事例もありますが、今回の要件に、質を確保するために図書館運営の実績を求めたことです。規模の大きさと質の高さを求めた結果、単独ではなく共同企業体1者となったと認識しています。

神崎 委員：指定管理者制度の導入により住民サービスの向上と行政コストの削減が図られると教育長から説明がありましたが、具体的にそれぞれどのようなメリットがありますか。

堀野 館長：指定管理者制度の導入により現在のコストとほぼ同コストで、専門性の向上と開館時間の延長を併せて実施することが可能だと考えています。今まで図書館職員に対する司書の割合が低いことが一番の課題でしたが、優秀な人材を確保することができ、また、開館時間を土日は午後6時、平日は午後7時であったものを土日・平日午後8時までとしながらも、現在の図書館運営に係るコスト約6億円のままで運営することができると考えています。

また、評価のポイントとして当然、専門性の向上についてはこれまでの実績に基づき期待しているところですが、運営基本方針の3つの柱とした多様な事業展開の中で、今回特に高齢者と子どもを持つ世代に向けての提案があり、シニア向け事業や託児付き事業等の事業展開についても大いに期待しています。また、レファレンスの充実についても、ICTを活用して、係員がタブレットを持っていつでもどこでも迅速に対応できるような仕組みを導入することにより、新しい展開が期待できると考えています。

神崎 委員：株式会社図書館流通センターとホームックス株式会社のそれぞれの役割や関わりについて説明してください。

堀野 館長：代表団体である図書館流通センターが図書館運営の一切を仕切るので、図書館における住民サービスの部分については、図書館流通センターが担います。ホームックス株式会社は、特にビル管理のノウハウを活用し、施設の維持管理を担うというように役割分担がされています。

明木 委員：まず、他市の事例にあるような、図書館がわざわざ地元の文化を破壊するような結果になりはしないかということを確認したいと思います。

それから、いろいろな図書館を利用する際に、一般の閲覧者とは異なる専門的なことをお尋ねすることがあります。そのときに、窓口のアウトソーシングの人ではわからず、「奥の職員に確認します」という返答や「時間外ですのでわかりません」という返答をいただいたことがあります。そこで、市の職員との連携について、あるいは市の職員が閉館時間までい

るのかということをお尋ねしたいと思います。

堀野 館長：1点目の他市の事例ですが、そういったことは想定した上で、仕様書に定めており、(仮称)図書館管理課が連携し、しっかりコミュニケーションをとりながらやっていきたいと思っています。

2点目の市との連携については、根幹業務である運営方針や整備方針等の決定については当然市の役割ですが、図書館運営につきましては、指定管理者が行うこととなります。そのため、今回の募集に関してはどこの事業者でもよいわけではなく図書館運営実績のある業者をとということで、今回指定を予定している事業者は全国一の指定実績を持っておりますので、それに関しては事業者のノウハウとしては十二分に有していると思っています。

また、行政の関わりについては、偽装請負とならないようしっかり役割分担をしながら、連携については日常管理の中で支障がない範囲でルールを決めながら、しっかりコミュニケーションを図る機会を設けていきたいと思っています。

明木 委員：例えば貴重な資料を見せていただくときに、閲覧のみなのか写真撮影を頼めるのか、あるいはコピーができるのかということ、その都度「奥に尋ねてきます」ということが結構あるのですが、そのような個々の資料に関する管理等も指定管理者の方できちんとわかるようにしていただけるのでしょうか。

また、タブレット等を活用したレファレンスの充実とは、タブレットをレファレンスの係の人が館内を持ち歩いて、その場ですぐに検索するようなイメージでしょうか。

堀野 館長：今までの図書館は窓口業務を委託しておりバックヤードに市の職員がいましたが、これから指定管理者制度が導入され運営が一元化されれば、そのような問題はなくなると考えております。また、タブレットは、口頭で説明するだけでは分からないときにその場で検索してそれをお示しできますので、コミュニケーションツールとして使っていきたいという提案はいただいています。

明木 委員：それはレファレンスの窓口以外でも提供してもらえるのですか。

堀野 館長：ICタグとの関係もありますが、将来的には、今のカウンター方式からテーブル方式にして、困っている利用者にすぐ声かけられるような環境に変えていきたいと思っています。今は契約上の制約もありカウンターから出てはいけないルールになっているのでなかなか難しいのですが、そういったことも改善しながら進めていきたいと思っています。

天野 委員：図書館というのは、やはりそこにある蔵書の選び方というのは非常に大切なことであって、そういう経験がある専門業者にというのはわかりませんが、豊田市としてこういう本が大事なんだよというような、行政としての関わり方というのはどのようにやっていくのかということをお聞かせく

ださい。それからもう1点、これは意見になりますが、行政ではできなくて指定管理にして夜8時まで開館するという説明がありましたが、民間だろうが行政だろうがそこに市民ニーズがあれば、お互いに知恵を出して市民サービスを提供していく工夫というのは考えていただきたいと思います。

堀野 館長：まず、行政としての関わりについて、図書館の一般的な運営は委ねていきますが、公共施設としての図書館の在り方自体は教育委員会が引き続き決定し、蔵書を構築するための本の選書や本を不要とする廃棄の除籍の
手続等の部分については市の承認なしにできないルールを採用する予定です。（仮称）図書館管理課にも、司書資格を持った職員を配置しまして、方針は市が策定し、その運営を事業者が行うことになるため、コミュニケーションをとりながら適正に対応していきたいと思っています。

福嶋教育長：先ほどのご意見に関して、説明が十分ではなかったのですが、市の職員だから夜8時以降はできないということではなく、開館時間を延長すれば当然人件費が膨らむのですが、指定管理者制度を導入したり、あるいは、今回ICタグを導入していくことにより一時的に経費はかかりますが、将来的にみれば経費は下がってきますので、時間帯が遅くなるから職員は働きませんということではないので、その点だけお願いいたします。

明木 委員：利用者がどんな本を借りたかということは大変な個人情報で、ある作家が若いころこんな本を借りていましたという情報が出てしまい、疑問を呈したニュースもありましたので、その辺のセキュリティーについても十分にご注意いただきたいと思います。

福嶋教育長：それでは、次に進みます。同じく④指定管理者の指定について（豊田市歌舞伎伝承館）について説明をお願いいたします。

文化財課長、説明

内容：豊田市歌舞伎伝承館の指定管理者を指定したい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

神崎 委員：確かに（公財）文化振興財団が受ければ経費の削減はできるだろうと思いますが、具体的に人件費等の試算はしていますか。

森 課長：具体的な数値は出せませんが、例えば歌舞伎伝承館を単独で別の業者に出そうとすると、そもそも受付や事務管理のスペースが必要になり、さらに職員を常駐させる必要が生じます。（公財）文化振興財団が指定管理者になれば、日常の管理については交流館事務室の職員が鍵の開け閉めや簡単な説明について担うことができますので、そこで完全に毎日1人工分が浮く計算になります。

福嶋教育長：続きまして、⑤指定管理者の指定について（豊田市総合体育館及び豊田市武道館）について説明をお願いいたします。

スポーツ課長、説明

内容：豊田市総合体育館及び豊田市武道館の指定管理者を指定したい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

神崎 委員：指定期間が図書館は2年、こちらは5年ということですが、基本的に指定期間はどのように決定されるのでしょうか。

大谷副部長：市では、最初に指定管理者制度を導入するときは3年間という比較的短い指定期間を設定し、そこで一度評価できるように運用しています。更新の際は、通常5年間で運用しています。

福嶋教育長：地方自治法上の縛りはありませんか。

大谷副部長：ありません。

福嶋教育長：続きまして、⑥指定管理者の指定について（豊田市視聴覚ライブラリー）について説明をお願いします。

文化振興課長、説明

内容：豊田市視聴覚ライブラリーの指定管理者を指定したい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質問なし

福嶋教育長：以上で議案第26号の6案件について説明が終わりました。

議案第26号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全委員異議なし

福嶋教育長：異議もないようですので、議案第26号は原案のとおり可決します。

続きまして、議案第27号「豊田市幼稚園保育料規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

保育課長、説明

内容：子ども・子育て支援法に基づく保育料の上限額設定や多子世帯の軽減等に関して本市の制度の適正化を図るため、豊田市幼稚園保育料規則の一部を改正したい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

私から質問しますが、今回は主に3つの改正ですが、この改正によって市の歳入がどのくらい変わるのかということと、保育料表の階層を今まで国の階層に合わせず独自のものを使用していた理由について説明してください。

村中 課長：まず、今回の改正における歳入への影響ですが、こども園全体で約1億3千万円の減額と想定しています。

また、従前の保育料表の階層区分の設定は平成20年度まで遡ります。それまで幼稚園授業料と保育園保育料は別々に設定されていましたが、平成20年度から幼保一体化の施策により幼稚園も保育園もこども園として一体的に運用することとなり、幼稚園と保育園との整合性を図りながら統一した保育料にするため大きな見直しを行いました。

福嶋教育長：それでは、議案第27号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全委員異議なし

福嶋教育長：異議もないようですので、議案第27号は原案のとおり可決します。

続きまして、議案第28号「平成28年度教育委員会点検・評価報告書の決定について」を議題とします。担当課から説明をお願いします。

教育政策課長、説明

内容：別紙のとおり平成28年度教育委員会点検・評価報告書を決定したい。

福嶋教育長：この件については、これまでも委員の皆様いろいろなご審議いただきました。最終的にこの報告書で確定していきたいということですが、質疑等ありましたらお願いします。

神崎 委員：パレクとよたの相談活動の充実のところ、概要版だと事業の概要と評価しか出てこないの、専門職の方が立て続けにやめていかれた事実を踏まえて雇用条件の改善というのを問題点として上げておかないと、この事業の全てが好評価として終わってしまいます。ですから、総括の②には、「臨床心理士、スクールソーシャルワーカーや相談員など、スタッフが個々のケースに対して大変真摯に取り組んでいるが、さらに効果を高めるために専門職が継続して働けるための処遇改善が必要である。」というような文言を入れてほしいと思います。表現についてはお任せしますので、よろしくをお願いします。

佐藤 課長：わかりました。ご指摘いただいた部分につきましては、報告書に追加

いたします。

福嶋教育長：それでは、議案第28号につきましては、先ほどの指摘のあった部分につきましては表現を変え、そのことも含めて原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全委員異議なし

福嶋教育長：異議もないようですので、議案第28号は原案のとおり可決します。
続きまして、報告案件に移ります。

報告第4号「専決処分の報告について」①損害賠償額の決定（樹木の管理瑕疵における物損事故）について説明をお願いします。

保育課長、説明

内容：下切町下切地内で発生した樹木の管理瑕疵による物損事故に係る損害賠償について報告

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質問なし

4 その他報告事項

福嶋教育長：その他の報告事項に移ります。

審議会の結果報告が2件ございます。

始めに、①豊田市いじめ防止対策委員会について説明をお願いします。

青少年相談センター所長、説明

内容：平成28年度のいじめの状況、いじめ防止等に関する取組について報告し、いじめ防止キャッチコピーの入賞者選考、いじめ解消のめやすについて検討したこと等について報告

福嶋教育長：私から補足させていただきますが、最近、福島から横浜に避難してきた被災児童に対するいじめに関するニュースが非常に多く取り上げられています。豊田市内においても大震災で被災した5世帯8名の子どもが小中学校に在籍しています。横浜市の報道もありましたので、個別に状況を確認したところ、いじめはありませんでしたが、今後も丁寧に対応してまいりたいと考えています。

それでは説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質問なし

福嶋教育長：続きまして、②学校給食センター運営委員会について、説明をお願いします。

保健給食課 説明

内容：給食費について検討したことを報告

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質問なし

福嶋教育長：給食費の問題については他市でも大きく取り上げられていますので、適正な運営をよろしくお願いいたします。

それでは、以上で事前に報告のありました案件については全て終了いたしました。

平成28年11月豊田市教育委員会定例会を閉会いたします。

この会議録は、会議の内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年1月26日

豊田市教育委員会
教育長

福嶋 兼光